

2016.11.1

CSR・ERM トピックス <2016 No.8>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2016 年 9~10 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<環境>

○日立製作所が環境長期目標「日立環境イノベーション 2050」を策定

（参考情報：2016 年 9 月 5 日付 同社 HP）

日立製作所は 9 月 5 日、2050 年を見据えたグループ環境長期目標「日立環境イノベーション 2050」を策定した。同社の「環境ビジョン」の下、「低炭素社会」、「高度循環社会」、「自然共生社会」の構築に向け、バリューチェーンを通じた CO2 排出量の削減や水・資源利用効率の改善、自然資本へのインパクトの最小化などの目標が設定されている。

本目標は、2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」や、国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の内容を踏まえ設定されたもの。設定された目標等は以下の通り。

テーマ	目標	主な取組
1. 「低炭素社会」の実現	バリューチェーンを通して、CO2 排出量を 2030 年度までに 50%削減、2050 年度までに 80%削減(2010 年度比)する。	①事業構造を低炭素化へ移行 ②環境負荷の削減に寄与する革新的デバイス・材料の開発 ③超高効率化によりさらなる省エネルギーを実現するプロダクトや低炭素エネルギーの開発・普及 ④広域、複合的にシステム間で連携協調することにより、さらなる省エネルギーを実現する社会システムソリューションの普及
2. 「高度循環社会」の実現	水・資源循環型社会を構築するとともに、日立グループ内における水・資源利用効率を 2050 年度までに 50%改善(2010 年度比)する。	①寿命・省資源のモノづくりや事業のサービス化・シェアード化により、資源の効率的な利用および廃棄物量の削減を推進 ②製品回収・リサイクルの徹底により資源の循環的利用を推進 ③地域の水リスクに応じ、生産工程における水使用量を削減、排水浄化・再利用を強化
3. 「自然共生社会」の実現	自然資本へのインパクトの最小化	バリューチェーンの各ステージにおいて、生態系に与える影響を評価し、負荷を最小限にするための施策を推進する。

<海外危機管理>

○外務省が「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を創設

(参考情報：2016年9月27日、同年8月2日付同庁HP)

外務省は9月27日、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を創設した。

本ネットワークは、7月1日のバングラディッシュ・ダッカで発生した外国人襲撃事件（邦人7名死亡、1名負傷）を受けて、8月2日に外務省が発表した『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言「点検報告書*」の提言を踏まえて創設されたもの。更なるテロ事件の被害が発生しないよう、主に中堅・中小企業の海外安全対策の強化に向けて、外務省が中心となり、日本企業の海外展開に係る組織・機関**が本ネットワークに参加する。

今後、本ネットワークを通じて、海外安全対策に関するノウハウ、企業側のグッドプラクティスなどの情報を効率的に共有するとともに、企業側が抱える懸念や問題点を把握し、安全対策強化に資する情報等を発信する予定。

* 『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言「点検報告書

同報告書では、今後取り組む必要のある施策として以下のような提言がなされている。

本ネットワークは、以下のテーマ1①の施策に関連するもの。

テーマ	施策
1. 国民の安全対策意識の向上と対応能力強化	☐ 中堅・中小企業との連携強化 （日本商工会議所との「海外安全対策タスクフォース」の創設、安全対策マニュアル作成、安全対策に対する企業トップの意識向上等） ☐ 在外教育施設（日本人学校等）の安全対策強化 （危機管理の専門家による評価と安全対策強化） ☐ 留学生の安全対策強化 （留学生安全対策のためのチーム立ち上げに向け文科省と連携） ☐ 短期旅行者の安全対策強化 （現地旅行代理店との情報共有の促進等）
2. 国民への適時適切かつ効果的な情報伝達	☐ より客観的かつ精度の高い情報収集・分析（公開情報の収集・分析の強化や情報収集・分析専門家の育成等） ☐ 海外安全情報のよりよいあり方の検討 ☐ 海外安全HPの完全スマートフォン対応 ☐ 通信キャリア、ソーシャル・メディア、検索サイトと連携した海外安全情報の発信と「たびレジ」登録倍増（平成30年夏を目処に累計240万人を目指す）
3. 体制整備	☐ 海外緊急展開チーム（ERT）の強化（携行品の拡充、要員の能力強化等） ☐ 在外公館の領事、警備対策官の体制強化 ☐ 外務本省の体制強化 ☐ 各種研修の充実

（外務省『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言「点検報告書」を基に弊社作成）

** 本ネットワークの構成

外務省、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構（JETRO）、国際協力機構（JICA）、日本貿易保険（NEXI）、国際交流基金、全国知事会、商工組合中央金庫、及びネットワーク会合での合意により追加される組織。

<個人情報保護>

○個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する意見募集を開始

(参考情報：2016年10月4日 同委員会 HP)

個人情報保護委員会は10月4日、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」について、11月2日を期日とするパブリックコメントにより意見募集を開始した。

同ガイドラインは、改正法で新たに導入された概念等を中心に、以下の4つから構成されている。

- (1) 通則編（個人情報保護法全体の解釈・事例）
- (2) 外国にある第三者への提供編
- (3) 第三者提供時の確認・記録義務編
- (4) 匿名加工情報編

同委員会は、2015年9月に公布された改正個人情報保護法について、平成29年春頃の全面施行を目指している。企業等が現在参照している各省庁のガイドラインは、監督権限が個人情報保護委員会に集約されることに伴い、同ガイドラインに集約される。そのため、企業等は改正法全面施行までに個人情報の取扱いルールを同ガイドラインに準拠させることが求められる。

なお、同委員会は同ガイドライン公表前後に、中小企業向け個人情報保護法の全国説明会の開催や同委員会 HP に改正法に対応した「よくある質問」を設置するといった施行準備についても公表している。

海外トピックス：2016年9~10月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<サステナビリティ>

○国連責任投資原則がESG投資の実践ガイドブックを公表

(参考情報：2016年9月5日 PRI 事務局 HP)

国連責任投資原則（United Nations Principles for Responsible Investment、以下「PRI*」）は、9月5日、ESG投資の実践ガイドブック（A practical guide to ESG integration for equity investing、以下「本ガイドブック」）を機関投資家向けに公表した。

本ガイドブックでは、機関投資家の投資戦略にESGの視点を取り入れるための4つの投資戦略（下表参照）と、それぞれを実践するためのケーススタディを紹介している。また、この4つの戦略に関する具体的な運用プロセスを示すとともに、実際に戦略を採用している事例などを紹介している。

戦略	概要	適用例
ファンダメンタル戦略 (Fundamental Strategies)	ESG の要素を会計報告の予測や会社の評価モデルに折り込むもの	・収益や減益における労働基準の影響を計算する ・厳重な環境規制が収益へ与える影響を評価する ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の収益への影響を評価する など
クオンツ戦略 (Quantitative Strategies)	価値、規模、成長性、安定性などの要素に ESG の要素を踏まえて評価モデルを構築するもの	・リスクとリターンを ESG 評価に紐付ける ・モジュール式の投資プロセスを通じて株式を選択する ・ESG の定量分析を通じてポートフォリオを形成する など

スマート・ベータ戦略 (Smart Beta Strategies)	過度なリスク変動を調整したり、ポートフォリオにおける ESG の要素を高めるなど、ESG の要素や数値を活用したポートフォリオを構成するもの	・財務と長期のサステナブル実績の目標を融合させる ・投資戦略の中にガバナンスの識見を入れ込む など
パッシブ戦略 (Passive And Enhanced Passive Strategies)	ESG の要素の構成ウェイトや、既存の指標を調整することで投資戦略を変更するもの	・ESG の要素に応じて、株式投資の主要な指標のウェイトを調整する ・低炭素の各指標に対する優先順位を上下させる など

* PRI

機関投資家が環境・社会・ガバナンス（ESG）の課題を投資の意思決定プロセスに取り込み、受益者のための長期的な投資成果を向上させることを目的として、2006 年 4 月に当時の国連事務総長であったアナン氏によって提唱された原則。2010 年には、日本国内における PRI と責任投資の普及活動を行う PRI ジャパン・ネットワークが発足した。

<人権・社会貢献>

○HP Inc. が難民支援のための教育施設「HP Learning Studio」を中東に開設

（参考情報：2016 年 9 月 20 日付 同社 HP）

HP Inc. は 9 月 20 日、難民支援を目的として、新しく教育施設「HP Learning Studio」をレバノンとヨルダンに 6 箇所開設することを発表した。

同施設は難民の子供に最新の教育テクノロジーに触れる機会を、そして、成人に対してはビジネススキル、IT スキルを学ぶ機会を提供する。

同施設は 3D スキャナーを搭載したパソコンなどを含む最新技術を備えており、25 コースからなる e ラーニングコンテンツに加え、今後はフリーランスの仕事と e コマースに必要な技術と専門知識を難民が学べるよう、特別に設計された無料の追加コースを開発するとしている。

同社は 2016 年 6 月に出された世界的な難民危機に対するホワイトハウスからの行動要請に対し創設パートナーとして参加を表明した 15 の民間組織のうちの 1 社である。本取組は、同行動要請に対する取組の一環であり、Digital Promise Global*、the Global Business Coalition for Education**、マイクロソフト、インテルと共同で実施される。同社は、本取組を含め、難民支援、貧困軽減、10 万人以上の生活向上を目標とした技術・訓練支援に 100 万ドル以上を投じるとしている。

* Digital Promise Global

全世界における教育におけるイノベーション促進を目的とする非営利組織。2013 年に米国内を対象とし活動する Digital Promise より分離、独立し設立。

** the Global Business Coalition for Education

全世界の児童・若年層に対する良質な教育の提供の促進を目的とした連合体。2012 年に設立され、現在では 100 以上の企業が参加している。

<サステナビリティ>

○GRI が「GRI スタダード」を公表

（参考情報：2016 年 10 月 19 日付 同団体 HP）

GRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）は 10 月 19 日、現行の G4 に代わる新たな「GRI スタダード」を公表した。

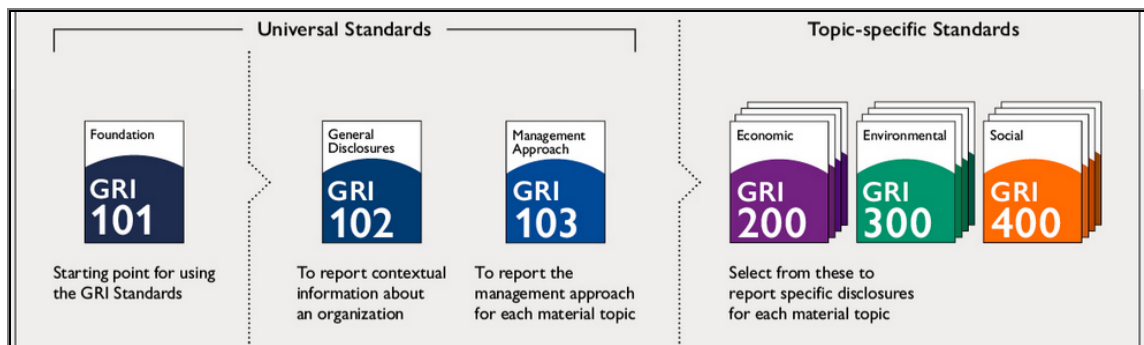
同スタダードは、GSSB（GRI が設立した基準審議会）によるパブリックコメントの結果を反

映して正式に公表されたもの。G4 から同スタンダードへの切替期限は 2018 年 7 月 1 日とされている。同日以降に GRI を参照した報告書を発行する場合、今回発表された GRI スタンダードを参照しなければならない。

同スタンダードは、G4 をベースにしており、内容について G4 から大きな変化はない。一方、構成は大幅に見直されており、モジュール化により、3 つの「一般基準 (Universal Standards)」と経済・環境・社会の分野毎に 33 の「特定基準 (Topic-Specific Standards)」となっている。同スタンダードを参照するための要求事項やマテリアリティ等が規定されている一般基準に従って、マテリアリティを特定した上で、それに関係する分野の特定基準を参照することになる。全ての特定基準を参照する必要はなく、各文書は必須事項 (Requirements)、推奨事項 (Recommendations) ガイダンスに明確に区分されており、G4 から使い勝手が向上している。

なお、同スタンダードの公表を受けて日本サステナビリティ日本フォーラムは GRI スタンダード (和訳版) 策定に向けた取組予定を公表しており、2017 年 4 月以降にシンポジウムで公表するとしている。

GRI スタンダードの構成



(出典 : GSSB HP)

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

贈収賄規制に関する昨今の動向と企業としてとるべき対策を教えてください。

Answer

1. 贈収賄規制における国際的動向

政治家や公務員への贈賄などの腐敗行為に対する規制が近年一層強化されています。米国の海外腐敗行為防止法 (The Foreign Corrupt Practices Act、以下、「FCPA」) や英国の贈収賄法 (Bribery Act) 等は、処罰の対象範囲が広く、域外適用があり、罰則も厳しいことで知られていますが、近年は米英両国以外でも規制の強化が進んでいます。

例えば、中国においては、現政権が「贅沢禁止令」を出し、反腐敗を掲げている上、贈収賄に関しては贈賄行為の金額に応じた刑罰基準が設けられ、厳罰が定められています。また、民間企業同士のリベートのやり取り等を商業賄賂として処罰の対象としていることも特色です。

韓国においても、本年施行された「金英蘭法」により、公務員や議員、教師、記者への 3 万ウォンを超える飲食接待などが禁止され、懲役刑を含む罰則が設けられています。

このように各国の贈収賄等をめぐる規制は強化傾向にあり、企業が海外事業において直接的または間接的に贈収賄に関与し、摘発・処罰されるリスクが高まっています。

特に新興国においては、グローバル企業においても腐敗行為対策は不十分であるといわれており、地域を問わず、海外に展開する日本企業にとっては喫緊に対処すべき課題といえます。

2. 近年の事例

ここ数年でも以下のような事例が発生しており、その多くが新興国での贈収賄行為に関係しています。

・総合商社（日本）の事例

2014年3月、A社は、FCPAの贈賄禁止条項について複数の違反行為を行ったこと、また、インドネシアでの発電所建設契約を獲得するために同国公務員に賄賂を支払うというFCPA違反行為への共謀に関与したことを認めた。同社は、米国司法省（U.S. Department of Justice、以下、「DOJ」）の調査への協力に応じなかったとして、8,800万ドル（約91億円）の罰金が科された。

・重電メーカー（フランス）の事例

DOJは2014年12月、B社が米国外での贈賄の罪を認め、過去最高となる制裁金7億7200万ドル（約920億円）を支払うことで和解したと発表。同社ではエネルギー事業の受注と引き換えに海外の政府高官に賄賂を渡す行為が横行していたとして、米国、スイス、インドネシアの当局から6年以上にわたり調査を受けていたとされる。

・メーカー（日本）の事例

米国証券取引委員会は2015年9月、C社が発電設備の受注にからんで南アフリカの政治団体側に不適切な支出をしたとして、民事制裁金1900万ドル（約22億8千万円）を支払うことで和解したと発表した。

3. 日本国内の動向

国内においても経済産業省をはじめとして、以下のような指針の改訂やガイダンスの公表がなされており、企業として対策強化が求められています。

（1）経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」

2015年に、外国公務員贈賄防止体制の有効性の向上を図ることを目的として、既存の「外国公務員贈賄防止指針」に、以下の新たな視点を盛り込む改定が実施されました。

- ・「経営トップの姿勢・メッセージの重要性」
- ・「リスクベース・アプローチ」
- ・「子会社における対応の必要性」
- ・「有事における対応の必要性」 など

（2）日本弁護士連合会「海外贈賄防止ガイダンス」

「外国公務員贈賄防止指針」を実践する際の手引きとして、企業のベストプラクティスを集める形で2016年7月に発行されました。上記指針において新たに盛り込まれた事項についても具体的な対応を示しているだけでなく、特に、企業の実務ではその取扱いが問題となることが多い「ファシリテーション・ペイメント(通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払い)」に関する実務指針を規定しています。

また、外国公務員への贈賄だけでなく、商業賄賂（民間賄賂）を含めた海外贈賄行為の防止を目的としたガイダンスとされている点も特徴的です。

4. 企業の対応

企業においては、上記「海外贈賄防止ガイドンス」等で他社動向を参照しつつ、以下の対応を着実に行うことが重要となります。

(1) 体制整備

自社およびグループ内に贈収賄防止体制を整備することが必要です。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・ 行動規範、贈賄防止方針等の整備
- ・ 責任者及び担当部署の選任

しかし、上記体制を整備するだけでは実効性のあるコンプライアンス体制とはいえません。経営者が贈賄行為を許容しないという姿勢を明確に示すことも重要となります。

(2) リスクの洗い出し・評価

社内外の贈収賄に関するリスクを調査し、適切な対処を行うことが必要となります。

- ・ 社内のリスク洗い出し

自社事業の内容や営業を展開する地域の特性等を精査し、贈収賄に関与するリスクの洗い出しを行う。

- ・ エージェント等の実態調査及びリスク評価

提携先企業やエージェント、コンサルタント等の社外関係者が行った贈収賄について、自社が責任を問われる可能性があるため、これら社外関係者による贈収賄の可能性も評価する。

- ・ 企業買収時のデューデリジェンス

M&A の対象企業が過去または現在において、贈収賄に関与していないかチェックする。

(3) 社内ルールの整備

万が一不適切な行為が発覚した場合に備えて、以下の取組も重要となります。

- ・ 報告基準やルートの整備

贈収賄の疑いがあるレベルで報告されるよう、報告基準や内容、ルートを明確化する。

- ・ 内部通報制度の整備

海外拠点およびグループ全体をカバーする内部通報制度を構築する。

- ・ 調査体制等の事前策定

事実確認・詳細調査の手順や方法、主体を設定する。

- ・ 専門家の確保

贈収賄に関する対応に熟知した弁護士を確保する。

(4) 周知徹底

贈収賄を許容しない自社方針を示し、担当者レベルの従業員へも社内研修等を通じて、具体的な禁止事項および万が一不適切な行為が発覚した場合の報告基準やルート等を周知徹底することが重要です。

以 上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016